

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	敬老チャージ端末システム改修業務		
発 注 課	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課		
選 定 事 業 者	TOPPANエッジ株式会社 東日本営業統括本部 北海道営業本部		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本市の敬老優待乗車証ICカード（以下「敬老ICカード」という。）は、札幌圏の交通機関で利用可能なICカードである「SAPICA」の仕様を基本としたもので、その規格及び性能は、日本鉄道サイバネティクス協議会が策定したICカード規格に準拠している。 そのため、敬老ICカードにポイントをチャージする端末（以下「チャージ端末」という。）は、日本鉄道サイバネティクス協議会が承認した会員のみが規格の開示を受け、開発可能となる特殊なものであり、令和4年2月から設置・運用している現行のチャージ端末の開発については、これを満たす選定業者が受注・開発したものであり、それ以降の運用保守業務も長年、当該事業者が担っており、関連システムの構成やネットワーク環境についても深い知識や理解を有している。 チャージ端末でチャージしたポイントの情報についてはSAPICA共通利用センターを経由して、対象者管理システムに取り込まれているが、今回の目的を達成（敬老優待乗車証の制度変更に対応）するためのシステム改修を行うにあたって、SAPICA共通利用センター側では敬老ICカード以外のデータ（通常SAPICA等）も扱っていることからシステムの構成も複雑で、本件のシステム改修がSAPICA共通利用センター側のシステムに何らかの悪影響を与えることはあってはならないこともあり、長年の知識やノウハウを持つ上記事業者以外には、本件のシステム改修を実施できる事業者は無い。 以上により、本業務の最も適切かつ確実な履行が可能と見込まれる事業者として、上記事業者と特定随意契約により調達する。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）		
決 定 日	令和7年3月28日		